

変動する境界線：特許実務における「除くクレーム」の限界と戦略的意義に関する包括的分析

Gemini Deep Research

I. 序論：「除くクレーム」という戦略的ツール

「除くクレーム」の定義と位置づけ

日本の特許実務において「除くクレーム」（**disclaimer claim**）とは、請求項に係る発明に包含される一部の事項のみを、当該請求項に記載した事項から除外することを明示した請求項を指す¹。これは、請求項の文言表現を維持しつつ、「（但し、～を除く）」といった消極的な限定（**negative limitation**）を付加することにより、権利範囲を減縮する手法である。この補正は、出願審査の過程や、特許付与後の異議申立、無効審判といった手続きにおいて、先行技術との抵触を回避するための重要な戦略的選択肢として広く用いられている³。

主な目的：新規性・先行技術要件の克服

「除くクレーム」が最も頻繁に活用されるのは、先行技術を根拠とする拒絶理由を解消する場面である。具体的には、新規性（特許法第 29 条第 1 項）、拡大された先願の地位（同法第 29 条の 2）、または冒認出願・同日出願（同法第 39 条）に関する拒絶理由通知に対し、引用発明と自らの発明が重複する部分のみを的確に権利範囲から除外することで、特許性を確保することを目的とする⁴。特に、発明の進歩性が問われず、発明の同一性のみが問題となる第 29 条の 2 の拒絶理由の解消においては、「除くクレーム」による重複部分の単純な除外が、クリーンかつ効果的な対応策となるため、その有用性は極めて高いと認識されている³。

内在する緊張関係：出願人の柔軟性と第三者の法的安定性の均衡

「除くクレーム」の許容性は、特許制度が内包する二つの要請の間の緊張関係を象徴している。一方には、出願時に予見できなかった先行技術の存在が明らかになった際に、発明の保護範囲を適切に補正し、発明者の貢献に報いるための柔軟性を確保したいという出願人の要請がある。他方には、出願当初に開示された発明の範囲を信頼して行動した第三者が、予期せぬ権利範囲の変動によって不利益を被ることのないよう、法的安定性を確保したいという社会的な要請が存在する¹。このため、「除くクレーム」の利用には、新規事項の追加の禁止、明確性要件、進歩性要件といった様々な法的限界が課されており、これらの限界を画定する法解釈は、両者の要請の均衡点をどこに見出すかという根源的な問いに答える試みであると言える⁴。

II. 主要な限界：新規事項追加の禁止

法的枠組み：特許法第 17 条の 2 第 3 項

「除くクレーム」を含むあらゆる補正が直面する最も根源的かつ重要な制約は、新規事項追加の禁止である。特許法第 17 条の 2 第 3 項は、明細書、特許請求の範囲または図面についての補正は、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲または図面（以下「当初明細書等」という。）に記載した事項の範囲内においてしなければならないと規定している⁴。この規定が、「除くクレーム」の許容性を判断する上での法的基盤となる。

「ソルダーレジスト」大合議判決：パラダイムシフト

「除くクレーム」に関する新規事項追加の判断基準は、知的財産高等裁判所（知財高裁）の平成20年5月30日大合議判決（「ソルダーレジスト」事件）によって、従前の実務を大きく転換させるパラダイムシフトを経験した。

従前の実務：「例外的取扱い」から統一的原則へ

本判決以前の特許庁審査基準では、「除くクレーム」は、新規性や拡大された先願の地位に関する拒絶理由を解消する場合などに限って「例外的に」許容されるものとして扱われていた¹。この考え方は、「除くクレーム」が新規事項追加の禁止の原則に抵触する疑いが本質的にあることを前提としていた。しかし、知財高裁大合議判決は、このような「例外的」な取扱いを「適切ではない」と明確に否定した¹。そして、「除くクレーム」とする補正も他の補正と同様に、新規事項を追加するか否かという統一的な原則論の中で判断されるべきであるとの立場を確立した。

中核となる基準：「新たな技術的事項を導入しない」こと

判決は、全ての補正に共通する判断基準として、「補正が、当初明細書等のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入しないものであるかどうか」を基準として判断すべきであると判示した⁴。この基準は、単に当初明細書等に特定の文言が記載されているか否かという形式的な判断ではなく、当業者（その技術の専門家）が当初の開示全体から理解するであろう技術的な思想や教示内容を基準とする、実質的な判断を求めるものである。

判決の含意：除外対象事項自体の記載は不要

「ソルダーレジスト」判決がもたらした最も重要な帰結の一つは、**除外する対象事項そのものが**当初明細書等に具体的に記載されている必要はない、という点の明確化である¹。これは、「除くクレーム」が出願人が出願時に認識していなかった先行技術を回避するために用いられるという実態に即した、必然的な解釈である。重要なのは、除

外対象の記載の有無ではなく、**除外した結果として残る発明（補正後のクレームに係る発明）**が、当初の技術的開示の範囲を超える新たな技術的概念を導入していないか、という点に審査の焦点が当てられるべきことである¹。

特許庁と裁判所の解釈の乖離：近時の知財高裁判決の分析

「ソルダーレジスト」判決によって統一的な判断基準が示された後も、その具体的な適用を巡っては、特許庁の判断と知財高裁の判断との間に解釈の乖離が見られる。この乖離は、特に当初明細書等に全く記載のない事項を除外する場合に顕著となる。

ケーススタディ：「熱伝達組成物」事件（令和4年(行ケ)第10125号）

- **事案の概要：** 本件の当初の請求項は、「HFO-1234yf と、HFC-254eb と、HFC-245cb と、を含む組成物。」というものであった⁶。これに対し、特許権者は無効審判において、「（HCFC-225cb を1重量%以上で含有する組成物を除く）」という訂正を請求した。当初明細書等には、除外対象である HCFC-225cb に関する記載は一切存在しなかった⁶。
- **特許庁の判断（無効審決）：** 特許庁は、この訂正を新規事項の追加にあたると判断した。その論理は、当初明細書等に HCFC-225cb の記載がない以上、その物質を含む組成物も、含まない組成物も、当初の技術的思想には含まれていないというものであった。したがって、HCFC-225cb の含有量（1重量%以上）に関する限定を付加することは、当初開示されていなかった新たな技術的事項を導入するものであると結論付けた¹⁰。
- **知財高裁の判断（審決取消）：** 知財高裁は、特許庁の判断を覆した¹⁰。裁判所は、当初の「～を含む（comprising）」というオープンエンド形式の請求項は、文言上、指定された3成分以外に
いかなる物質をも含み得る組成物を意味すると解釈した。この解釈に基づけば、HCFC-225cb を含む組成物も、当初の請求項の技術的範囲に元々包含されていたことになる。したがって、その中から特定の一態様（HCFC-225cb を1重量%以上含有するもの）を除外する補正は、新たな技術的事項を追加するものではなく、むしろ当初の広い範囲から一部を削減するものであり、発明の核心的な技術思想を変更するものではないと判断した。

- さらに裁判所は、「ソルダーレジスト」判決の射程は、拒絶理由で引用された先行発明と同一の部分を除外する場合に限定されるものではないと付言した。訂正の適法性は、あくまで「新たな技術的事項を導入しないか」という基準のみで判断されるべきであり、除外対象が引用発明とピンポイントで一致することといった、法律にない要件を付加することは相当ではないと判示した¹⁰。

この「熱伝達組成物」事件は、特許庁と知財高裁が「除くクレーム」における新規事項の判断において、根本的に異なる分析的枠組みを採用していることを浮き彫りにした。特許庁の判断は、当初明細書等における文言上の裏付けを重視する形式的なアプローチに傾斜している。すなわち、「除外対象の文言が記載されているか」を問い、答えが「否」であれば新規事項と判断する傾向が強い。これに対し、知財高裁は、より実質的かつ全体的なアプローチを採用する。すなわち、「除外という行為が、当初開示された発明の技術的概念を実質的に変更するか」を問い、オープンクレームを属（genus）の開示と捉え、そこから種（species）を除外しても、残りの属が技術的な同一性を維持している限り、新たな発明の創出にはあたらないと考える。

この解釈の乖離は、単なる一事件における見解の相違に留まらない。それは、第三者の予測可能性を重視し厳格な文言主義を採る特許庁と、発明者の真の貢献を保護することを重視し実質的な判断を優先する裁判所との間の、法哲学的な立場の違いを反映している。この結果、出願人にとっては、特許庁の審査官には拒絶される可能性が高い補正であっても、知財高裁まで争えば認められる公算が大きいという「プロセキューション・ギャップ」が生じる。これは、出願人に対して、特許庁の段階で狭い権利範囲で妥協するか、それとも時間と費用をかけて審判・訴訟で争うかという、困難な戦略的判断を迫るものである¹¹。

表 1：新規事項判断における特許庁と知財高裁のアプローチ比較（「熱伝達組成物」事件を基に）

分析の側面	特許庁の判断（無効審決）	知財高裁の判断（審決取消判決）
基本解釈	形式的・文言主義的アプローチ	実質的・全体的アプローチ

「含む」クレームの解釈	明示的に記載された構成要素とその組み合わせに限定的に解釈する傾向	文言通り、指定成分以外に任意の物質を含み得る包括的な範囲と解釈
除外事項の根拠要件	除外対象またはそれに関連する技術思想が当初明細書等に記載されていることを要求	除外対象自体の記載は不要。補正後のクレームが当初の技術的範囲内かを重視
分析の焦点	文言上の裏付けの有無	技術的概念の実質的な変更の有無
判断の正当化	第三者の予測可能性と法的安定性の確保	発明者の貢献の適切な保護と補正の柔軟性の確保
出願人への示唆	審査段階では拒絶リスクが高い	審判・訴訟段階では認められる可能性が相当程度ある

III. 副次的な法的限界：新規事項以外

「除くクレーム」とする補正は、新規事項追加の禁止という最大のハードルを越えたとしても、他の複数の法定要件を満たす必要がある。

明確性要件（特許法第 36 条第 6 項第 2 号）

補正によって新規事項が追加されないとしても、その結果として得られる請求項が不明確であれば、明確性要件違反として拒絶される⁵。発明の保護範囲、すなわち、何が含まれ、何が除外されるのかの境界が、当業者にとって明確に理解できなければならない。

ケーススタディ：「経皮吸収製剤」事件（平成 26 年(行ケ)第 10204 号）

- **事案の概要：** 本件では、「..経皮吸収製剤保持用具の貫通孔の中に収納され、..押出されることにより皮膚に挿入される経皮吸収製剤を除く」という訂正が問題となった¹⁶。
- **知財高裁の判断：** 裁判所は、この「除くクレーム」が明確性要件に違反すると判断した¹⁶。その理由は、
物の発明である「経皮吸収製剤」を、その物自体の構造や組成ではなく、外在的な使用態様によって特定しようとした点にある。物理的に同一の経皮吸収製剤であっても、特定の保持用具と共に使用されれば権利範囲から除外され、単独で使用されれば権利範囲に含まれることになり、製剤そのものを分析しても権利範囲に属するか否かを一義的に判断できない。これにより、発明の技術的範囲が不明確になったとされた。

この判決は、発明のカテゴリーが「除く」表現の許容性を規定するという重要な示唆を与える。すなわち、物の発明に関する「除くクレーム」は、その物自体の内在的な特徴（構造、組成、物性など）に基づいて記載されるべきであり、外在的な機能や使用方法に基づく限定は、明確性を欠くリスクが極めて高い。これは、単なる文言の明瞭性の問題ではなく、権利範囲の**技術的な確定可能性**の問題である。第三者は、侵害の有無を判断するにあたり、対象となる製品やプロセス自体を分析することで、明確な結論を得られなければならない。

進歩性要件（特許法第 29 条第 2 項）

「除くクレーム」は、新規性のみが問題となる場面で多用される一方、進歩性（特許法第 29 条第 2 項）の拒絶理由を克服するために用いられることもある¹⁸。しかし、この戦略には重大な落とし穴が潜んでいる。

戦略的落とし穴：「明記型の除くクレーム」の罠

この罠は、特に、除外する態様と権利として残す態様の両方が当初明細書等に記載され

ており（これを「明記型」と呼ぶ）、かつ、残す態様に特段の技術的優位性が示されていない場合に顕在化する。

- **事例分析（令和4年(行ケ)第10118号）**：本件では、制御対象機器から「テレビ」が除外された。しかし、当初明細書はテレビを制御する態様と、テレビ以外の音響機器を制御する態様を併記しており、後者に特別な技術的効果があることを示唆していなかった¹⁹。
- **裁判所の論理**：裁判所は、出願人自身の明細書の記載から、テレビを制御する技術とそれ以外の機器を制御する技術が、技術的に等価な選択肢として認識されていたと推認した。そうであるならば、テレビを制御する先行技術が存在する場合、それを技術的に等価な他の機器に適用することは当業者が容易に想到し得ることである。この場合、先行技術との差異を明確にするための「除くクレーム」が、かえってその差異に進歩性がないことを裏付ける証拠として機能してしまったのである¹⁹。

この事例は、「除くクレーム」が出願人自身の明細書を、進歩性を否定するための証拠へと変質させ得ることを示している。進歩性の判断は、クレームされた発明と先行技術との「相違点」が自明か否かを評価するものである。「除くクレーム」の場合、その相違点は「除外されたものではない」という点になる。もし出願人自身の開示が、除外されたものと残されたものが技術的に交換可能であることを示唆していれば、それはその相違点に技術的な意義がないことの自白に等しい。この自白は、審査官や裁判官によって、その相違が単なる設計選択に過ぎず、進歩的な貢献ではないと結論付けるために利用され得る²。したがって、「除くクレーム」によって進歩性を主張する戦略が成功するのは、除外した先行技術の態様には見られない、有利かつ予測困難な効果が、権利として残る範囲において発揮されることを立証できる場合に限られるであろう²⁰。実際に進歩性が肯定された裁判例も存在するが³、それらはこのような顕著な効果を主張できた事例であると考えられる。

サポート要件（特許法第36条第6項第1号）

「除くクレーム」によって補正された後の請求項もまた、発明の詳細な説明によって裏付けられていなければならない（サポート要件）²²。すなわち、補正後の請求項に記載された発明が、当業者が発明の詳細な説明の記載から把握できる課題解決の範囲内にある必要がある。一部の裁判例では、補正要件の問題として議論され得る事項（例えば、除外事項が発明の核心から外れた要素を指している場合など）であっても、補正が認め

られた後で、サポート要件や明確性要件の問題として改めて検討すべきであるとの考え方が示されている²⁴。これは、要件判断の順序性を示唆するものとして注目される。

IV. 特許付与後の影響：均等論と意識的除外

「除くクレーム」の利用は、特許権の付与を容易にする可能性がある一方で、付与後の権利行使の局面、特に均等論の適用において重大な影響を及ぼす。

均等論と第 5 要件：「意識的除外」

均等論とは、被疑侵害品が特許請求の範囲の文言を文字通りには充足しない場合でも、一定の要件を満たす場合には権利侵害が成立するという法理である。日本の裁判実務では、均等侵害の成立には 5 つの要件が必要とされる²⁵。その第 5 の要件は、被疑侵害品が「特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情」がないこと、とされている²⁵。

分析：「除くクレーム」は意識的除外に該当するか

先行技術を理由とする拒絶に対応して「除くクレーム」とする補正を行う行為は、特定の対象を権利範囲から意図的に除外する、という出願人の明確な意思表示である。このため、このような補正の経緯は、除外された対象が「意識的に除外されたもの」に該当するという強力な証拠となる²⁹。被疑侵害者は、特許権者が審査過程で特定の技術 X を除外した以上、その技術 X が自らの発明ではないことを承認したものであり、後に均等論によってそれを権利範囲に含めようと主張することは、禁反言（estoppel）の法理に反し許されない、と主張するであろう²⁵。

この点を考察すると、「除くクレーム」は、特許権の周りに、均等論による権利範囲の拡張が極めて困難な、恒久的な「負の空間」を創出すると言える。これは、積極的な限定（例えば、「金属」を「鉄」に補正する）よりも、さらに強力な禁反言効果を生む可

能性がある。積極的な限定の場合、除外は黙示的であり、「コバルトは鉄と均等である」という主張の余地が残るかもしれない。しかし、「除くクレーム」（例えば、「金属（但し、銅を除く）」）の場合、除外は明示的かつ否定的である。請求項の文言自体が、限定の歴史を内包している。明確に「除外」されたものが、残りの発明と「均等」とであると主張することは論理的に困難である。このため、「除くクレーム」の採用という戦略的判断は、単なる審査段階の戦術ではなく、将来の権利行使における権利範囲の最終的な境界線を画定する、長期的な影響を持つ決定となる。特許実務家は、このトレードオフ、すなわち、権利化の容易さと、除外した領域の恒久的な放棄との間のバランスを、依頼人に対して十分に説明する責務を負う。

V. グローバルな視点：主要国におけるディスクレーマー実務との比較

日本の「除くクレーム」の限界をより深く理解するためには、欧州および米国における類似の制度との比較が不可欠である。

欧州特許庁（EPO）：構造化された規則ベースのアプローチ

EPO はディスクレーマーに関する判例法が高度に発達しており、補正の根拠が当初出願書類にあるか否かによって「開示されたディスクレーマー」と「開示されていないディスクレーマー」に分類している³¹。

- **開示されていないディスクレーマー（Undisclosed Disclaimers）**：除外対象が当初出願に全く記載されていない場合のディスクレーマーの許容性については、EPO 拡大審判部決定 G1/03 が、以下の 3 つの極めて厳格かつ限定的な要件を定めている³¹。
 1. 未公開の先願（欧州特許条約第 54 条(3)）に対する新規性を回復する場合。
 2. 「偶然の先行技術（accidental anticipation）」に対する新規性を回復する場合。これは、当該発明の技術分野から非常にかげ離れており、当業者が発明を行う際に到底考慮しなかったであろうような先行技術を指す³³。
 3. 非技術的な理由で特許性のない主題（例：治療方法）を除外する場合。

- **日本との比較：**日本の「新たな技術的事項を導入しない」という基準は、EPO の厳格な規則ベースの例外規定よりも、より広く、原則に基づいたアプローチである。日本の実務では、先行技術が「偶然」のものであることまでは要求されない¹⁰。したがって、EPO では許容されないディスクレーマーが、日本では認められる可能性がある。

米国特許商標庁（USPTO）：異なるパラダイム

米国特許実務における「**disclaimer**」という用語は、日本の「除くクレーム」とは全く異なる法制度を指しており、先行技術をクレーム範囲から部分的に除外する機能は持たない³⁸。

- **法定ディスクレーマー（Statutory Disclaimer）：**特許権者が、付与された特許のクレーム全体を一つ以上放棄する行為である³⁸。これは補正ではなく、権利の放棄にあたる。
- **ターミナルディスクレーマー（Terminal Disclaimer）：**特許権者が、特許期間の末尾部分を放棄する行為であり、主に非自明型のダブルパテント拒絶を解消するために用いられる³⁸。これは特許の存続期間に影響するものであり、技術的範囲を変更するものではない。
- **米国における類似の機能：**日本の「除くクレーム」が果たす機能は、米国では、通常のクレーム補正手続き（例えば、消極的限定を追加する）によって達成される。その許容性は、米国特許法第 112 条に規定される記載要件（**written description**）や実施可能要件（**enablement**）の基準に照らして判断される⁴⁰。日本や欧州のような「ディスクレーマークレーム」という特別なカテゴリーや法理は存在しない。

表 2：主要国におけるディスクレーマー実務の比較

側面	日本（除くクレーム）	欧州（EPO Disclaimer）	米国（USPTO Disclaimer）

主な目的	先行技術（新規性、拡大先願等）との重複部分をクレーム範囲から除外する。	先行技術との重複部分や特許対象外の主題を除外する。	クレーム全体を放棄するか、特許期間を短縮する。
法的根拠・主要判例	特許法第 17 条の 2 第 3 項、ソルダーレジスト大合議判決	欧州特許条約第 123 条(2)、拡大審判部決定 G1/03	米国特許法第 253 条、規則 37 CFR 1.321
「未開示」事項の許容性	「新たな技術的事項を導入しない」限り、広く許容される。	G1/03 の厳格な 3 要件（偶然の先行技術等）を満たす場合に限り、例外的に許容。	適用外。クレームの技術的範囲の変更には用いない。
許容性の判断基準	実質的な技術思想の変更の有無	規則ベースの厳格な例外要件への該当性	目的（クレーム放棄、期間放棄）への適合性
主な戦略的利用	拡大先願（第 29 条の 2）拒絶の解消、新規性確保	拡大先願（第 54 条 (3)）、偶然の先行技術、非特許主題の除外	ダブルパテント拒絶の解消（ターミナルディスクレマー）
主な落とし穴	新規事項追加、明確性、進歩性、均等論における意識的除外	厳格な要件を満たさない場合の新規事項追加、進歩性判断への影響	期間放棄による特許期間の短縮

VI. 戦略的統合と実務上の提言

特許庁と裁判所の判断の乖離への対応

特許庁の審査実務においては、依然として形式的な判断がなされる傾向がある。特に、当初明細書等に記載のない事項を除外する「除くクレーム」を提案する際には、意見書において、なぜその補正が「新たな技術的事項を導入しない」のかを、知財高裁の実質的な判断枠組みを先取りする形で、説得的に論証することが不可欠である¹⁵。また、特許庁の段階で拒絶された場合でも、知財高裁で判断が覆る可能性を念頭に置き、審判・訴訟への移行という選択肢を、費用対効果や事業戦略と照らし合わせながら検討する必要がある。

効果的な「除くクレーム」の作成

- **明確性要件の遵守：**「経皮吸収製剤」事件の教訓を踏まえ、物の発明であれば構造的・組成的特徴で、方法の発明であれば工程上の特徴で除外するなど、クレームのカテゴリーと「除く」表現の技術的カテゴリーを一致させることが、明確性違反のリスクを回避する上で極めて重要である¹⁶。
- **進歩性の罫の回避：**将来的に「除くクレーム」を用いる可能性を考慮すれば、出願当初の明細書において、複数の実施形態を単なる等価な選択肢として列挙するのではなく、特定の実施形態が持つ固有の技術的利点や課題解決への貢献を明確に記載しておくことが望ましい。これにより、後から特定の態様を除外しても、残りの発明に進歩性があることを主張しやすくなる¹⁹。
- **引用文献の表現の借用：**拒絶理由で引用された文献中の表現を借用して「除く」部分を記載する場合、その文献を参照せずとも、補正後の請求項の文言のみで発明が明確に把握できるように留意する必要がある¹⁵。

リスク評価：「除くクレーム」と代替戦略の比較

「除くクレーム」の採用は、常に他の選択肢との比較衡量の上で決定されるべきである。

- **「除くクレーム」が有効な場合：**小さく、明確に定義された先行技術をピンポイント

ントで除外したい場合、特に進歩性が問われない新規性・拡大先願拒絶に対応する場合には、最も有効な手段となり得る。均等論の適用範囲が狭まるリスクが、事業戦略上許容できることが前提となる。

- **代替戦略を検討すべき場合：**(1) 除外すべき範囲が広範または不明確である場合（明確性違反のリスク）、(2) 「除くクレーム」が進歩性の罫を誘発する可能性がある場合（新たな特徴を付加する積極的限定を検討）、(3) 均等論による最大限の権利範囲の確保が事業上不可欠である場合（異なる権利範囲を追求する分割出願を検討）などでは、他の戦略がより適切である。

将来展望

特許庁と知財高裁との間の解釈の緊張関係は、今後もこの法分野が動的であり続けることを示唆している。実務家は、審査基準の文言だけでなく、常に最新の裁判例の動向を注視し、その実質的な判断枠組みを自らの戦略に取り込んでいく必要がある。長期的には、特許庁が司法判断との整合性を図る形で審査基準を改訂する可能性もあるが、それまでの間は、現在の複雑な法的状況を前提とした、高度な戦略的判断が求められ続けるであろう。

引用文献

1. クレームを「除くクレーム」とする訂正の可否が争われた知的財産高等裁判所大合議判決, 8 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.inpit.go.jp/content/100030617.pdf>
2. 「除くクレーム」とは？ | 笹竜胆 - note, 8 月 15, 2025 にアクセス、
https://note.com/sasarindo_ip/n/n1e57445dcbc0
3. 「除くクレーム」と訂正要件に関する「ポリエステル樹脂組成物の ... , 8 月 15, 2025 にアクセス、 <https://innoventier.com/archives/2023/04/14856>
4. 「除くクレーム」とする補正および構成要件を削除する補正 ... , 8 月 15, 2025 にアクセス、 https://jpaap - patent.info/patents_files_old/201010/jpaapatent201010_068_-076.pdf
5. 特許庁による「除くクレーム」とする補正についての留意点掲載 の背景分析, 8 月 15, 2025 にアクセス、
<https://yorozuipsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/2f1f9524c42e155b9c68.pdf>
6. 「除くクレーム」の是非 - 弁理士法人 NSI 国際特許事務所, 8 月 15, 2025 にアクセス、
https://nsipat.com/blog_inner/%E3%80%8C%E9%99%A4%E3%81%8F%E3%82%AF%E3%83%AC%E3%83%BC%E3%83%A0%E3%80%8D%E3%81%AE%E6%98%AF

[%E9%9D%9E/](#)

7. なぜ今このタイミングで特許庁が「除くクレーム」に関する留意点を公表したのか Felo AI, 8 月 15, 2025 にアクセス、
<https://yorozuipsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/5dddc6f796e5960ab3b2.pdf>
8. 補正（訂正）が新規事項を導入しない範囲の拡大, 8 月 15, 2025 にアクセス、
https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/201204/jpaapatent201204_081-088.pdf
9. 「3-テトラフルオロプロペンを含む組成物」とする特許（特許第6585232号）について、知財高裁は、除くクレームとする訂正において「先願発明と同一である部分のみを除外することや - 弁護士法人窪田法律事務所, 8 月 15, 2025 にアクセス、
<https://kubota-law.com/nlr060402j3.html>
10. 「除くクレーム」への訂正について判断された事案 — 知財高判令和5年10月5日（令和4年（行ケ）第10125号） - 特許法の八衢, 8 月 15, 2025 にアクセス、
<https://patent-law.hatenablog.com/entry/2023/10/16/221608>
11. 除かれる対象が当初明細書に記載されていない場合の除くクレームとする訂正について、新規事項の追加にあたりと判断した審決が取り消された事例≫ | 知財弁護士.COM - 内田・鮫島法律事務所, 8 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.ip-bengoshi.com/archives/7387>
12. 除くクレームと新規事項の追加に関する熱伝達組成物事件知財高裁判決について, 8 月 15, 2025 にアクセス、
<https://innoventier.com/archives/2023/11/16824>
13. 【日本】除くクレームにおける新規事項の追加禁止について判示した知財高裁判決, 8 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.aoyamapat.gr.jp/news/3850>
14. 「除くクレームの適法性に係る判断に誤りがあると判断した事件」（知財高判令和5年10月 - 岩田合同法律事務所, 8 月 15, 2025 にアクセス、
https://www.iwatagodo.com/publications/uploads/file/202311_patent_ishikawa.pdf
15. 「除くクレーム」とする補正について | 経済産業省 特許庁, 8 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/letter/nozoku.html>
16. ≪除くクレームとした訂正につき、除かれる物が技術的に明確 ... , 8 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.ip-bengoshi.com/archives/1724>
17. 「除くクレーム」と“進歩性” | 知財実務情報 Lab.®, 8 月 15, 2025 にアクセス、
<https://chizai-jj-lab.com/2024/01/10/0110-2/>
18. 「除くクレーム」とする補正の考え方(1) | 知財実務情報 Lab.®, 8 月 15, 2025 にアクセス、
<https://chizai-jj-lab.com/2024/09/03/0831-2/>
19. 「明記型の除くクレーム」の進歩性判断の落とし穴 - 令和4年（行ケ ... , 8 月 15, 2025 にアクセス、
<https://ipnosusume.com/r4gk10118/>
20. 参考資料1 - 特許庁, 8 月 15, 2025 にアクセス、
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/document/seisakubukai-05-shiryou/sankou01.pdf
21. いわゆる除くクレームで記載された本件発明に対する進歩性の判断に関し - 内田・鮫島法律事務所, 8 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.ip-bengoshi.com/archives/3650>

22. 【特許のはなし】 除くクレーム（その１） | 弁護士/弁理士/元特許庁審査官 小林正和 特許、ビール、刑事事件、宇宙が好き！ - note, 8 月 15, 2025 にアクセス、
https://note.com/masakazu_1975/n/n7ldfb6cc7483
23. 「除くクレーム」の効果を主張すべきでない理由, 8 月 15, 2025 にアクセス、
<https://chizai-ji-lab.com/2023/10/03/1003/>
24. 「除くクレーム」の類型とクレーム解釈の制限 - 令和４年（行ケ）第 ..., 8 月 15, 2025 にアクセス、
<https://ipnosusume.com/r4gk10030/>
25. 均等論における意識的除外, 8 月 15, 2025 にアクセス、
<https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/2996>
26. 均等論第５要件（意識的除外） - 明成国際特許事務所, 8 月 15, 2025 にアクセス、
<http://www.meisei.gr.jp/topics/%E5%9D%87%E7%AD%89%E8%AB%96%E7%AC%AC%EF%BC%95%E8%A6%81%E4%BB%B6%EF%BC%88%E6%84%8F%E8%AD%98%E7%9A%84%E9%99%A4%E5%A4%96%EF%BC%89/>
27. 特許権侵害に関係する話、「均等論」について解説 - 知財タイムズ, 8 月 15, 2025 にアクセス、
<https://tokkyo-lab.com/co/kintouroun-toha>
28. 特許の均等論を解説 | ５つの要件と事例でわかりやすく, 8 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.inoue-patent.com/post/patente-equivalents>
29. 特許権侵害における均等論の適用 — 「意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情」の, 8 月 15, 2025 にアクセス、
https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/201610/jpaapatent201610_063-074.pdf
30. 均等論における意識的除外の近時の裁判例の分析 - 川田法律特許事務所, 8 月 15, 2025 にアクセス、
<http://www.kawada-law-patent.jp/horitsu-jitsumu-30%20kinto.pdf>
31. 欧州で導入が許されるディスクレーム３種 | 徒然なるままに欧州知財 ..., 8 月 15, 2025 にアクセス、
<https://hasegawa-ip.com/ep-patent/ep-disclaimer/>
32. G 1/16 – Disclaimers – History, Decision and Practice - epi Information, 8 月 15, 2025 にアクセス、
<https://information.patentepi.org/issue-1-2018/g-1-16-disclaimers-history-decision-and-practice.html>
33. Disclaimer practice at the EPO - J A Kemp, 8 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.jakemp.com/knowledge-hub/disclaimer-practice-at-the-epo/>
34. G 1/03 and G 2/03 - Wikipedia, 8 月 15, 2025 にアクセス、
https://en.wikipedia.org/wiki/G_1/03_and_G_2/03
35. New Decision from EPO Enlarged Board of Appeal G1/16 Regarding Disclaimers, 8 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.obwb.com/newsletter/new-decision-from-epo-enlarged-board-of-appeal-g1-16-regarding-disclaimers>
36. EPO reaffirms its position on the allowability of undisclosed disclaimers - Maucher Jenkins, 8 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.maucherjenkins.com/commentary/epo-reaffirms-its-position-on-the-allowability-of-undisclosed-disclaimers>
37. 欧州特許における 消極的限定を含むクレームの 取扱いについて, 8 月 15, 2025 に

アクセス、<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/252kiko2.pdf>

38. 1490-Disclaimers - USPTO, 8 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s1490.html>
39. 柳野国際特許事務所 | 知的財産 Q & A | 海外出願, 8 月 15, 2025 にアクセス、
https://www.yanagino.com/yanagino/q_a/q_a_06_04.html
40. 608-Disclosure - USPTO, 8 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s608.html>
41. 2163-Guidelines for the Examination of Patent Applications Under the 35 U.S.C. 112(a) or Pre-AIA 35 U.S.C. 112, first paragraph, “Written Description” Requirement - USPTO, 8 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s2163.html>